

摂津市新型コロナウイルス感染症対策 小規模事業者等激励金給付事業

Q & A

Q1 従業員とは？

A1 労働基準法 20 条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とします。例えば、日々雇い入れられる者や 2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者などは常時使用する従業員には該当しません。(中小企業庁 HP より)

Q2 申し込みから給付までは、どのくらいかかりますか？

A2 できる限り早めに給付しますが、おおよそ 2 ～ 3 週間程度のお時間をいただく予定です。

Q3 売上の減少が確認できる書類は、具体的にどんな書類？

A3 売上高を確認できる書類であれば、どのような形でも構いません。例えば、確定申告書の収支内訳書や売上台帳、通帳の写しなどです。

Q4 給付額はどうやって計算されますか？

A4 令和元年の年間（1 ～ 12 月）の売上げの額から、申請日の前月の売上げの額 × 12 を差し引いた額です（10 万円を限度）。

Q5 本社は市外にありますが、給付の対象になりますか？

A5 対象になります。ただし、本社を含めて従業員が 5 人以下（飲食店は 100 人以下）の場合に限ります。